

証券コード2656
2025年6月12日
(電子提供措置の開始日 2025年6月5日)

株主各位

東京都港区芝公園三丁目4番30号
株式会社ベクターホールディングス
代表取締役社長 加 藤 彰 宏

第37期定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

事前の議決権行使につきましては、株主総会参考書類をご検討の上、3頁に記載の「議決権行使方法のご案内」をご参照いただき、2025年6月26日(木曜日)午後6時(当社営業時間終了時)までに議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【各ウェブサイト】

<https://corp.vector.co.jp>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会資料」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ベクターホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「2656」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

敬 具

記

1. 開催日時 2025年6月27日(金曜日)午前10時(受付開始午前9時30分)
2. 開催場所 東京都港区芝公園三丁目4番30号 32芝公園ビル 地下2階
TKPスター貸会議室 東京タワー通り 第1ルーム
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目 的 事 項 報 告 事 項

1. 第37期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第37期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号 議 案 定款一部変更の件
- 第 2 号 議 案 取締役 6 名選任の件
- 第 3 号 議 案 監査役 2 名選任の件
- 第 4 号 議 案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

株主様へ交付している書面には、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。従いまして、当該書面は、監査報告書を作成するに際して、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

- ① 事業報告のうち「業務の適正を確保するための体制」「会社の支配に関する基本方針」
- ② 連結計算書類のうち「連結注記表」
- ③ 計算書類のうち「個別注記表」

5. 議決権の行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月26日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、3頁の【インターネットによる議決権行使の場合】をご高覧の上、2025年6月26日（木曜日）午後6時までにご行使ください。

以 上

~~~~~

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、紙資源節約のため本招集通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎議決権行使書面及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

## 議決権行使方法のご案内

次のいずれかの方法により議決権を行使いただくことができますので、お早めに行ってくださいますようお願い申し上げます。

### 【郵送による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、2025年6月26日(木曜日)午後6時(当社営業時間終了時)までに到着するようご返送ください。

また、書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

#### (1) パソコンからの議決権行使

当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによって議決権行使が可能です。議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否を2025年6月26日(木曜日)午後6時(当社営業時間終了時)までにご入力ください。

**議決権行使ウェブサイト** <https://www.web54.net>

#### (2) スマートフォンからの議決権行使

スマートフォンにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載された「QRコード®」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力せずに議決権が行使できます。行使期限は、パソコンからの議決権行使と同様です。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度「QRコード®」を読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

※QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

#### 《インターネットによる議決権行使についての注意事項》

1. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
2. インターネットによって複数回数、(又はパソコン・スマートフォンで重複して)議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
3. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)は株皆様のご負担となります。

#### お問い合わせ先について

1. 議決権行使に関するパソコン又はスマートフォンの操作方法がご不明な場合

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】0120(652)031(受付時間 9:00~21:00)

2. その他の株式に関するお手続きがご不明な場合

① 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

② 証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

【電話】0120(782)031(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

# 事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

2025年3月期（2024年4月1日～2025年3月31日）におけるわが国の経済は、雇用・所得環境が改善する中で個人消費やインバウンド需要が回復する等、景気に緩やかな持ち直しの動きが見られました。一方、不安定な世界情勢の長期化、原材料価格・エネルギー価格の高騰による物価上昇等、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの主力セグメントであるICT事業が属するデジタルコンテンツ業においてはゲーム・映像を中心に市場が拡大しており、また、ネット広告業においてもアフィリエイト市場及びポイントサービス市場が拡大しております。

このような状況の下、当社グループは改めて、インターネットを通じて多くの人々の生活を「より便利に、より楽しく」なるサービスの創造、という原点に帰帰し、ICT事業に注力しております。

具体的には、ICT事業として、ダウンロードによるソフトウェア販売、電子契約サービス「ベクターサイン」に加え、PayPayポイントのポイントモール「QuickPoint」の強化を図る取組みを実施しました。

なお、2025年5月15日開示の「2025年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）」にありますとおり、主に再生可能エネルギー等の新規事業からは撤退し、当社の基幹事業であるICT事業に集中することといたしました。これに伴い、環境関連事業における在庫商品に対し棚卸商品評価損13百万円を、再生可能エネルギー事業における未収債権68百万円及び本社移転に伴う未収債権25百万円に対し未収債権貸倒損失、ICT事業におけるソフトウェア開発費及び子会社設備等に対し減損損失20百万円を計上することといたしました。また、2025年5月15日開示の「特別損失の計上に関するお知らせ」にありますとおり、ITプリンテーション事業に対する短期貸付金200百万円に対し、貸倒引当金繰入額100百万円を計上することといたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は162百万円（前年同期比2.1%増）、営業損失は574百万円と前年同期と比べ189百万円の損失縮小、経常損失は566百万円と前年同期と比べ249百万円の損失縮小、親会社株主に帰属する当期純損失は779百万円と前年同期と比べ115百万円の損失縮小となりました。

## (2) 設備投資及び資金調達についての状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、31百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

|                  |          |          |
|------------------|----------|----------|
| 本社               | ソフトウェア開発 | (ICT事業)  |
| 本社               | ソフトウェア取得 | (その他の事業) |
| 株式会社ベクタービジョンファンド | ソフトウェア開発 | (その他の事業) |

なお、その他の事業における投資は減損損失を計上しております。

資金調達の状況については、2024年4月30日に第三者割当による新株式を発行し、これにより96百万円を調達いたしました。

## (3) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## (4) 財産及び損益の状況

### ①企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 期 別<br>区分                | 第34期<br>(2021/4～2022/3) | 第35期<br>(2022/4～2023/3) | 第36期<br>(2023/4～2024/3) | 第37期<br>(当連結会計年度) |
|--------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------|
| 売上高 (千円)                 | —                       | —                       | 158,782                 | 162,103           |
| 経常損失 (△) (千円)            | —                       | —                       | △815,820                | △566,249          |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円) | —                       | —                       | △894,973                | △779,822          |
| 総資産 (千円)                 | —                       | —                       | 1,087,777               | 353,416           |
| 純資産 (千円)                 | —                       | —                       | 917,121                 | 237,183           |
| 1株当たり当期純損失 (△) (円)       | —                       | —                       | △50.06                  | △39.27            |
| 1株当たり純資産 (円)             | —                       | —                       | 47.97                   | 11.91             |

(注) 第36期連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第35期以前の各数値は記載しておりません。また、第36期連結会計年度より「営業収益」を「売上高」に変更して表示しております。

### ②当社の財産及び損益の状況の推移

| 期 別<br>区分          | 第34期<br>(2021/4～2022/3) | 第35期<br>(2022/4～2023/3) | 第36期<br>(2023/4～2024/3) | 第37期<br>(当事業年度) |
|--------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------|
| 売上高 (千円)           | —                       | —                       | 157,782                 | 143,323         |
| 営業収益 (千円)          | 365,330                 | 246,164                 | —                       | —               |
| 経常損失 (△) (千円)      | △344,398                | △362,136                | △799,232                | △426,896        |
| 当期純損失 (△) (千円)     | △345,348                | △435,868                | △883,772                | △794,799        |
| 総資産 (千円)           | 976,951                 | 807,178                 | 1,097,961               | 347,585         |
| 純資産 (千円)           | 693,873                 | 606,695                 | 928,322                 | 233,407         |
| 1株当たり当期純損失 (△) (円) | △24.88                  | △31.01                  | △49.44                  | △40.03          |
| 1株当たり純資産 (円)       | 49.99                   | 39.49                   | 48.55                   | 11.72           |

(注) 第36期事業年度より「営業収益」を「売上高」に変更して表示しております。

## (5) 対処すべき課題

当社グループは、前連結会計年度と比べ、営業キャッシュ・フローは大幅に改善しましたが、依然として当連結会計年度において、574百万円の営業損失及び営業キャッシュ・フローは187百万円のマイナスの状況であります。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループとしては、この状況を解消又は改善するために、主に再生可能エネルギー事業等の新規事業から撤退し、当社グループの基幹事業であるICT事業に集中することといたしました。

具体的には、当連結会計年度に料金プランの改訂を行った電子署名サービス「ベクターサイン」の登録者数の獲得に注力いたします。また、PayPayを決済手段としたポイント活用サイトをハブとして前述の電子署名サービス、ソフトウェアのダウンロード販売及びその他インターネットビジネスを相互連携させ、収益の増加を目指します。併せて未収債権等の回収に加え、営業費用の見直しによりキャッシュ・フローの改善を図ります。

これらの推進が、営業損失の縮小及び営業キャッシュ・フローの改善に貢献する予定です。

## (6) 重要な親会社等及び子会社の状況

### ① 親会社等の状況

T's International は当社の主要株主であり、その他の関係会社であります。同社は、当社の議決権20.585%を所有しております。

### ② 子会社の状況

| 会社名              | 資本金<br>千円 | 議決権の<br>比率<br>% | 主要な事業内容     |
|------------------|-----------|-----------------|-------------|
| 株式会社ベクターワークス     | 60,000    | 100.0           | 建設業         |
| 株式会社ベクターエネルギー    | 10,000    | 100.0           | 再生可能エネルギー事業 |
| 株式会社ベクタービジョンファンド | 1,000     | 100.0           | 広告業         |

(注) 前連結会計年度末において連結子会社であったベクターエネルギー久万高原バイオマス合同会社は、当連結会計年度に清算終了したことにより連結子会社から除外しております。

## (7) 主要な事業内容

当連結会計年度末（2025年3月末）現在、ICT事業、再生可能エネルギー事業及びその他の事業を営んでおりましたが、(5) 対処すべき課題に記載のとおり、主に再生可能エネルギー事業等の新規事業から撤退し、当社グループの基幹事業であるICT事業に集中することといたしました。具体的な事業内容は、(5) 対処すべき課題に記載のとおりであります。

## (8) 主要な営業所

本社 東京都港区

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 34名  | △8名         |

(注)上記の使用人数には、パートタイマー人員(2名)は含めておりません。

### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減(△) | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|----------------|-------|--------|
| 26名  | △11名           | 46.0才 | 10年6カ月 |

(注)上記の使用人数には、パートタイマー人員(2名)は含めておりません。

## 2. 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 ..... 54,800,000株
- ② 発行済株式の総数 ..... 20,047,000株
- ③ 当事業年度末の株主数 ..... 4,612名(前事業年度末比 △177名)
- ④ 大株主(2025年3月31日現在)

| 株主名                          | 持株数        | 持株比率   |
|------------------------------|------------|--------|
| 株式会社T's International        | 4,100,000株 | 20.58% |
| 株式会社エスポワール日本橋                | 2,000,000  | 10.04  |
| 合同会社KENSキャピタル                | 1,200,000  | 6.02   |
| 合同会社capital harbor           | 1,140,000  | 5.72   |
| 楽天証券株式会社                     | 667,100    | 3.34   |
| GMOクリック証券株式会社                | 516,400    | 2.59   |
| 株式会社SBI証券                    | 341,624    | 1.71   |
| JPモルガン証券株式会社                 | 326,199    | 1.63   |
| Seacastle Singapore Pte.Ltd. | 317,700    | 1.59   |
| Marici合同会社                   | 300,000    | 1.50   |

(注)上記のほか、当社保有の自己株式127,200株があります。なお、持株比率は自己株式を控除して計算してあります。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 会社役員が事業年度の末日に保有している新株予約権等の内容の概要と保有する者の人数  
該当事項はありません。
- (2) 使用人及び子会社の役員及び使用人に対し事業年度中に交付した新株予約権等の内容の概要と交付した者の人数  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項(2025年3月31日現在)

2024年4月12日開催の取締役会決議による新株予約権（第11回新株予約権）

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 割当日               | 2024年4月30日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 2. 新株予約権の数           | 37,000個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 3. 新株予約権の発行価額        | 総額3,885,000円<br>(新株予約権1個につき105円)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 4. 当該発行による潜在株式数      | 3,700,000株（新株予約権1個につき100株）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 5. 行使価額              | 120円（固定）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 6. 募集又は割当方法<br>（割当先） | 第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。<br>Seacastle Singapore Pte.Ltd. 37,000個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 7. 行使期間              | 2024年4月30日から2026年4月29日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 8. その他               | <p>①行使価額及び対象株式数の固定<br/>本新株予約権は、行使価額固定型であり、行使価額修正条項付のいわゆるMSワラントやMSCBとは異なるものであります。</p> <p>② 取得条項<br/>当社は、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の本新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>③譲渡制限<br/>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。</p> |
| 9. 新株予約権の残高          | 37,000個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |



#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

| 地位       | 氏名     | 担当及び重要な兼職の状況                             |
|----------|--------|------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 加藤 彰宏  | 株式会社ベクターワークス 取締役                         |
| 代表取締役副社長 | 花田 健   | 株式会社ベクターエネルギー 代表取締役                      |
| 取締役      | 鷺 謙太郎  | —                                        |
| 取締役      | 岩井 美和子 | —                                        |
| 取締役      | 石原 北斗  | 株式会社マイファーム 取締役                           |
| 取締役      | 竹村 滋幸  | 株式会社広済堂ホールディングス 取締役<br>株式会社ケイブ 取締役       |
| 常勤監査役    | 杉浦 亮次  | 杉浦亮次税理士事務所 税理士                           |
| 監査役      | 中野 明安  | 丸の内総合法律事務所 パートナー弁護士<br>アグレ都市デザイン株式会社 監査役 |
| 監査役      | 中嶋 俊明  | 弁護士法人東京新宿法律事務所 弁護士                       |
| 監査役      | 鈴木 敏   | —                                        |

(注) 1. 取締役の石原北斗氏及び竹村滋幸氏は、非業務執行取締役であり、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役の杉浦亮次氏、中野明安氏、中嶋俊明氏及び鈴木敏氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 重要な兼職先である法人等と当社との関係については、(4)社外役員に関する事項をご参照ください。

4. 杉浦亮次氏、中野明安氏、中嶋俊明氏及び鈴木敏氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられた独立役員として同取引所に届け出ております。

5. 2024年6月27日開催の第36期定時株主総会において、新たに花田健氏、鷺謙太郎氏、岩井美和子氏及び竹村滋幸氏が取締役に、また、杉浦亮次氏が監査役に選任され、就任いたしました。

6. 監査役の杉浦亮二氏は、税理士としての専門的な知識に加え、経営者としての豊富な経験より、財務・会計に関する知見を有しております。

7. 2024年6月27日開催の第36期定時株主総会終結の時をもって、守屋昭秀氏及び清家一成氏は取締役に、竹村滋幸氏は監査役を辞任いたしました。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額又は定款で定める額のいずれか高い額を限度としております。

### (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

#### ① 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区分        | 報酬等の<br>総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) |            |     |       | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|-----------|--------------------|----------------|------------|-----|-------|-----------------------|
|           |                    | 基本報酬           | ストック・オプション | 賞与  | 退職慰労金 |                       |
| 取締役       | 53,700             | 53,700         | —          | —   | —     | 8                     |
| (うち社外取締役) | (7,200)            | (7,200)        | (—)        | (—) | (—)   | (4)                   |
| 監査役       | 15,900             | 15,900         | —          | —   | —     | 5                     |
| (うち社外監査役) | (15,900)           | (15,900)       | (—)        | (—) | (—)   | (5)                   |

(注) 1. 当事業年度末現在の人員数は取締役6名(うち社外取締役2名)、監査役4名(うち社外監査役4名)であります。なお、上記の支給人員と相違しているのは、2024年6月27日開催の第36期定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役2名及び監査役1名を含んでいるためであります。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬は、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。2000年6月9日開催の株主総会の決議による役員報酬限度額は、取締役8名分が年額総額500,000千円以内、監査役4名分が年額総額50,000千円以内であります。2008年6月20日開催の定時株主総会において取締役及び監査役の報酬等の額の改定の件が付議され、通常の報酬等の額の別枠として取締役にあっては総額1億円、監査役にあっては総額1,000万円を上限として、毎年ストック・オプションを割当できる旨決議されております。なお、決議時の取締役は8名、監査役は3名であります。

さらに、2010年6月22日開催の定時株主総会において取締役及び監査役の報酬等の額に役員賞与の支給額を含め、併せて取締役の報酬額である年額総額500,000千円以内のうち、社外取締役分については100,000千円以内とする旨が決議されております。なお、決議時の取締役は7名(うち社外1名)、監査役は3名であります。

#### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役社長加藤彰宏が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

この権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社を取巻く環境や業績等を俯瞰しつつ、各取締役の地位及び職責等を勘案し、総合的な観点から考慮することに最も適していると判断したためであります。また、株主総会で決議された報酬等の限度額の範囲において、取締役会の委任決議を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の方針の決定方法及び内容

当社は、取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を以下のとおり定めております。

ア.報酬等(業績に連動しない金銭報酬)の額又はその算定方法の決定方針

取締役の報酬は月例の固定報酬とし、会社の規模、業績を考慮した各人の役職、職責等に応じ、総合的に勘案して決定する。

イ.業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定方針

業績連動報酬は、役員賞与として事業年度毎の当社の営業利益、経営状況、従業員の賞与水準等を総合的に勘案して取締役会にて支給総額を決定する。

ウ.非金銭報酬等に係る内容及び非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定方針

非金銭報酬は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とした株式報酬型ストックオプションとし、中期経営計画の主要な財務目標である営業利益の目標を指標として採用し、内容と支給総額を取締役会にて決定する。

エ.取締役の個人別の報酬等の額に対する報酬等の種類毎の割合の決定方針

報酬等の額、業績連動報酬等の額及び非金銭報酬等の額を取締役の個人別の支給割合の決定方針については、当社と同程度の事業規模、業種・業態の報酬水準、取締役の役位や役割、企業価値の持続的な向上などの要素を勘案し、最も適切な支給割合となるよう判断して決定する。

オ.報酬等を与える時期又は条件の決定方針

固定報酬は毎月支払う。業績連動報酬及び非金銭報酬は、取締役会決議後から1年以内に支払う。

カ.取締役の個人別の報酬等の決定の全部又は一部の第三者への委任に関する事項  
取締役会の決議に基づき、代表取締役社長に一任する。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の社外役員等との重要な兼職状況(2025年3月31日現在)

| 氏名    | 地位    | 兼職先・兼職内容                                   | 兼職先と当社との関係                                |
|-------|-------|--------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 石原 北斗 | 取締役   | 株 式 会 社 マ イ フ ァ ー ム 取 締 役                  | 株式会社マイファームの子会社である合同会社アワーファームは当社の融資先であります。 |
| 竹村 滋幸 | 取締役   | 株式会社広済堂ホールディングス 取締役<br>株 式 会 社 ケ イ プ 取 締 役 | 当社との間に記載すべき関係はありません。                      |
| 杉浦 亮次 | 常勤監査役 | 杉 浦 亮 次 税 理 士 事 務 所 所 長                    | 当社との間に記載すべき関係はありません。                      |
| 中野 明安 | 監査役   | 丸の内総合法律事務所 パートナー弁護士<br>アグレ都市デザイン株式会社 監査役   | 当社との間に記載すべき関係はありません。                      |
| 中嶋 俊明 | 監査役   | 弁護士法人東京新宿法律事務所 弁護士                         | 当社との間に記載すべき関係はありません。                      |
| 鈴木 敏  | 監査役   | —                                          | 当社との間に記載すべき関係はありません。                      |

## ② 主な活動状況

| 氏名    | 地位    | 主な活動状況                                                                |
|-------|-------|-----------------------------------------------------------------------|
| 石原 北斗 | 取締役   | 当期開催の取締役会15回全てに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。          |
| 竹村 滋幸 | 取締役   | 就任後に開催された取締役会9回のうち8回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。    |
| 杉浦 亮次 | 常勤監査役 | 当期開催の取締役会15回全てに出席し、また、監査役会10回全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。         |
| 中野 明安 | 監査役   | 当期開催の取締役会15回のうち12回に出席し、また、監査役会14回のうち13回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 |
| 中嶋 俊明 | 監査役   | 当期開催の取締役会15回全てに出席し、また、監査役会14回全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。         |
| 鈴木 敏  | 監査役   | 当期開催の取締役会15回全てに出席し、また、監査役会14回全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。         |

(注) 社外取締役が果たすことが期待されている役割に関して行った職務の概要

社外取締役の石原北斗氏、竹村滋幸氏は、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を期待されており、取締役会に出席して適切な発言・助言を行っております。

## ③ 社外役員の報酬等の総額

社外役員の報酬等の総額については、(3)当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額に記載のとおりであります。

## ④ 親会社又は当該親会社の子会社の役員を兼任している場合の親会社又は子会社から役員として受けた報酬等の金額

社外役員が、当社親会社等又は当社親会社等の子会社等から当事業年度において役員として受けた報酬等はありません。

## 5. 会社の役員等賠償責任保険に関する事項

### (1) 被保険者の範囲

当社の取締役、監査役及び執行役員

### (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2025年6月に同契約を更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を補填することとしております。

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

柴 田 洋 (柴田公認会計士事務所)

大 瀧 秀 樹 (大瀧公認会計士事務所)

### (2) 報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 43,200千円

②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益  
の合計額 43,200千円

(注)1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案します。

## 7. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

- ① 当社は、コンプライアンス最高責任者（CCO）を選任し、CCOは高い倫理観とコンプライアンス精神の浸透のため、マニュアル等を使って社員教育を実施する。
- ② 当社は、社員が会社の法令違反を通報する窓口コンプライアンス事務局を設置し、法令違反の早期発見とその対策を講じる。
- ③ 当社の子会社には、当社のコンプライアンス体制に準じた体制の整備を求め、子会社毎のコンプライアンス体制の整備運用状況について担当部門より当社のCCOに報告する。また、必要に応じて当社担当部門が子会社の整備状況について監査を実施する。
- ④ 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款等に適合しているかについて、当社担当部門が内部監査を実施し、結果を社長に報告する。また、当該結果を監査役に提供することにより、監査役と連携を図る。
- ⑤ 当社は、暴力団等の反社会的勢力並びに団体とは断固として関わりを持たない。また、不当な要求に対しては代表取締役社長を始めとする役員・社員が一丸となって毅然とした対応を取ることを内外に宣言する。

### (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存体制）

- ① 当社は、文書管理規程など社内規程及びそれに関する各種管理マニュアルに従い、取締役の職務執行情報（議事録、稟議書等）を適切に保存管理し、必要に応じて見直し等を行う。
- ② 当社は、職務執行情報を電磁的にデータベース化し、情報の存否及び保存状況を常時検索可能にする。

### (3) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）

- ① 当社は、「取締役会規程」を定め、取締役会の決議事項及び報告事項を明確にするとともに、「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限を明確にする。
- ② 当社は、社外取締役を含む取締役が取締役会において十分審議ができるようにするため、取締役会資料を事前に送付するとともに、取締役から要請があった場合には、取締役会資料に追加・補足を行う。
- ③ 当社は、「職務分掌規程」「職務権限規程」「職務権限基準表」を定め、業務遂行に必要な職務の範囲及び権限と責任を明確にする。
- ④ 当社の子会社には、当社の効率的職務執行体制に準じた体制の整備を求め、子会社毎の効率的職務執行体制の整備運用状況について担当部門より当社の代表取締役に報告する。また、必要に応じて当社担当部門が子会社の整備状況について監査を実施する。

### (4) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ会社管理体制）

当社の子会社には、当社経営会議に子会社の取締役の出席を求め、事業内容の定期的な報告と重要案件の協議を行い、必要に応じて当社担当部門が子会社の業務監査を実施する。

### (5) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くこと及びその使用人の取締役からの独立性を確保するための体制（監査役サポート体制）

当社は、監査役から職務の補助として使用人の配置を要請された場合には、これを配置する。また、当該使用人への指揮・命令は監査役が行うものとする。

**(6) 監査役への報告体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（実効的監査執行体制）**

- ① 当社の取締役及び使用人は、定期的に当社及び当社の子会社に関する経営・財務・事業遂行上の重要な事項等を監査役に報告する。
- ② 当社の子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実について、発見次第、直ちに当社の監査役に報告する。
- ③ 当社は、監査役が職務遂行上必要と認めた会議の出席、議事録等重要な文書の閲覧を認める。監査役は、必要に応じて取締役又は使用人に議事内容や文書内容についての説明を求めることができる。
- ④ 監査役は、会計監査人や内部監査担当者と連携を保ち、適宜情報交換を行う。代表取締役社長は、監査役の監査が実効的に行われるよう、監査役との意見交換に努める。

**(7) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、解雇、降格等の懲戒処分や、配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いも行わない。

**(8) 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役が職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

**(9) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）**

- ① 当社は、損失の危険があるリスクを未然に防止するため、防止策の検討・決定・実施とモニタリングを行い、重大な経営リスクに関しては、その防止策を取締役会に報告する。
- ② 当社の子会社には、当社のリスク管理体制に準じた体制の整備を求め、子会社毎のリスク管理体制の整備運用状況について担当部門より当社の取締役会に報告する。また、必要に応じて当社担当部門が子会社の整備状況について監査を実施する。

**(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況**

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、以下の具体的な取組みを行っております。

- ① 当社顧問弁護士により取締役及び監査役、全役職員を対象とするコンプライアンス研修を実施しました。
- ② 当期は取締役会が計15回開催されたほか、社外取締役及び監査役が経営会議に参加し、重要事項につき審議致しました。また、取締役等から業務執行につき報告を受けました。
- ③ 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、会計監査人、内部監査担当者との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ④ 内部監査担当者は、内部監査計画に基づき当社の各部門の業務執行等の監査を実施いたしました。



## (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保しております。

また、2023年6月27日提出の内部統制報告書において、財務報告に係る内部統制の不備を報告しておりますが、当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識し、特別調査委員会の指摘・提言を踏まえ、開示すべき重要な不備を是正するために、(1) 内部統制部門及び内部監査体制の強化、(2) 法務部門の設置と契約書等の重要書類の確認、(3) ガバナンス体制の抜本的な改善・再構築、(4) 監査対応体制の改善、(5) 開示体制の見直し、を実施し内部統制システムの改善いたしました。

## 8. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合においても、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えております。また、経営を預かる者として経営効率を高めることにより、企業価値の向上に日々努めていくことが重要であると考えております。

しかしながら、高値での売り抜け目的や事業のための特定の重要な資産や技術の取得又は切り売り等、その目的等から見て当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、取締役会や株主の皆様が株式の大量買付行為について検討し、あるいは、取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を要するものなど、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に反する場合もあり、そういった不当な買収者から当社が築いてきた企業価値や株主の皆様をはじめとするステークホルダーの利益を守る必要が生ずる場合も想定されます。

このようなことから、当社の株式の大量取得を目的とする買付が仮に発生した場合、当該買付者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動の傾向及び実績等から、当該買付行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に与える影響を慎重に検討することもまた、重要であると認識いたしております。

現在のところ、当社には、当社株式の大量買付に関して、差し迫った具体的脅威は発生いたしておりません。また、当社といたしましても、そのような買付者が出現した場合の具体的な取組み（「同意なき買収への対応方針」）を予め定めるものではありません。

しかしながら、当社といたしましては、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引の状況や株主構成の異動の状況等を常に注視しつつ、発生の場合の初動体制を整えるほか、当社株式の大量買付を企図する者が出現した場合には、社外の専門家も交え、当該買付者の意図の確認、事業計画の評価及び交渉を行い、当該買付行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資さない場合には、具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定・開示し、適切な対抗措置を実行する体制を直ちに整える所存です。

なお、本基本方針の内容につきましては、買収行為を巡る法制度の整備や関係当局の判断及び見解も考慮しつつ、世の中の動向も見極め、今後も継続して見直しを行ってまいります。



## 9. 剰余金の配当

当社では、企業価値（株主価値）の向上を図り、可能な限り株主の皆様への利益還元を増大させていくことが経営の重要課題であると認識しております。配当につきましては、業績動向、財務状況、新規事業計画等を基にする一方で、企業体質の強化及び今後の事業展開に備えるための内部留保の必要性についても勘案することで、総合的に判断することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、業績並びに今後の見通し等について総合的に勘案いたしました結果、無配とさせていただきます。引続き業績の向上に全社をあげて対処し、早期に配当の実施ができますよう努力してまいります。

~~~~~  
（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数は切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	282,035	流 動 負 債	86,040
現 金 及 び 預 金	80,387	買 掛 金	19,069
売 掛 金	29,683	リ ー ス 債 務	854
商 品	13,824	未 払 法 人 税 等	11,957
前 渡 金	2,352	未 払 消 費 税 等	370
短 期 貸 付 金	200,000	未 払 費 用	17,967
未 収 入 金	3,989	預 り 金	18,706
前 払 費 用	42,065	そ の 他 の 流 動 負 債	17,114
そ の 他 の 流 動 資 産	9,732	固 定 負 債	30,192
貸 倒 引 当 金	△100,000	リ ー ス 債 務	2,619
固 定 資 産	71,381	退 職 給 付 に 係 る 負 債	20,073
有 形 固 定 資 産	12,231	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	7,500
建 物	5,874	負 債 合 計	116,232
車 両 運 搬 具 及 び	3,332	純 資 産 の 部	
工 具 、 器 具 及 び 備 品	3,023	株 主 資 本	233,298
リ ー ス 資 産	3,023	資 本 金	1,843,763
無 形 固 定 資 産	29,877	資 本 剰 余 金	2,232,760
ソ フ ト ウ ェ ア	20,554	利 益 剰 余 金	△3,748,273
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	9,323	自 己 株 式	△94,952
投 資 そ の 他 の 資 産	29,272	新 株 予 約 権	3,885
敷 金	20,911	純 資 産 合 計	237,183
そ の 他 の 投 資 そ の 他 の 資 産	8,360	負 債 純 資 産 合 計	353,416
資 産 合 計	353,416		

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		162,103
売上原価		33,741
売上総利益		128,362
販売費及び一般管理費		
給与手当	235,080	
役員退職慰労引当金繰入	2,500	
業務委託費	67,894	
その他	396,931	702,406
営業損失		574,044
営業外収益		
受取利息及び配当金	12,628	
雑収入	4,772	17,401
営業外費用		
支払利息	103	
為替差損	93	
株式交付費	7,792	
その他の営業外費用	1,617	9,606
経常損失		566,249
特別利益		
役員退職慰労引当金転戻入額	2,000	2,000
特別損失		
固定資産除却損	0	
関係会社清算損	11	
減損損失	20,232	
貸倒引当金繰入額	100,000	
未収債権貸倒損失	94,045	214,289
税金等調整前当期純損失		778,538
法人税、住民税及び事業税		1,283
当期純損失		779,822
親会社株主に帰属する当期純損失		779,822

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
2024 年 4 月 1 日 残 高	1,795,763	2,184,760	△2,968,450	△94,952	917,121
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	48,000	48,000	—	—	96,000
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	—	—	△779,822	—	△779,822
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額の合計	48,000	48,000	△779,822	—	△683,822
2025 年 3 月 31 日 残 高	1,843,763	2,232,760	△3,748,273	△94,952	233,298

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
2024 年 4 月 1 日 残 高	—	917,121
連結会計年度中の変動額		
新 株 の 発 行	3,885	99,885
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	—	△779,822
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	—	—
連結会計年度中の変動額の合計	3,885	△679,937
2025 年 3 月 31 日 残 高	3,885	237,183

連 結 注 記 表

I. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、前連結会計年度と比べ、営業キャッシュ・フローは大幅に改善しましたが、依然として当連結会計年度において、574,044千円の営業損失及び営業キャッシュ・フローはマイナスの状況であります。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループとしましては、この状況を解消又は改善するために、主に再生可能エネルギー事業等の新規事業から撤退し、当社グループの基幹事業であるICT事業に集中することといたしました。

具体的には、当連結会計年度に料金プランの改訂を行った電子署名サービス「ベクターサイン」の登録者数の獲得に注力いたします。また、PayPayを決済手段としたポイント活用サイトをハブとして前述の電子署名サービス、ソフトウェアのダウンロード販売及びその他インターネットビジネスを相互連携させ、収益の増加を目指します。併せて未収債権等の回収に加え、営業費用の見直しによりキャッシュ・フローの改善を図ります。

これらの推進が、営業損失の縮小及び営業キャッシュ・フローの改善に貢献する予定です。

しかしながら、これらの対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

II. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 株式会社ベクターワークス

株式会社ベクターエネルギー

株式会社ベクタービジョンファンド

なお、前連結会計年度末において連結子会社であったベクターエネルギー久万高原パイオマス合同会社については、当連結会計年度に清算終了したため連結子会社から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の連結会計年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

a 商品 主に総平均法

b 貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 …… 定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物
(リース資産を除く) 付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備 6～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 4～10年

無形固定資産 …… 定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能
期間（5年）に基づいております。

リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間定額法によっております。

なお、リース期間は5～6年であります。

(3) 繰延資産の処理方法

① 新株予約権発行費

支出時に全額費用処理する方法を採用しております。

② 社債発行費

支出時に全額費用処理する方法を採用しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 …… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に
より、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、
回収不能見込み額を計上しております。

退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、退職給付に関する会計基準の適用指針
(企業会計基準適用指針第25号)に定める簡便法に基づき会社規程による
期末自己都合要支給額を計上しております。

役員退職慰労引当金 …… 役員の退職慰労金の給付に備えるため、会社規程による期末要支給額を
計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社及び連結子会社は、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」に従い、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の範囲に含まれる金融商品に係る取引、及び、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれるリース取引を除く顧客との契約について、次のステップを適用することにより、収益を認識しています。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社グループにおける、それぞれの収益の認識の方法は以下のとおりです。

ICT事業売上

商品の販売に係る収益は、顧客との販売契約に基づいて商品を引渡す履行義務を負っており、当該履行義務は、商品を引渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

パソコン用ソフトウェアのダウンロード販売における一部の収益について、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

サービスの提供に係る収益は、顧客がサービス利用契約に基づいてサービスを使用し、当社はサービスを提供する履行義務を負っております。当該サービス利用契約は、顧客が当該サービスを利用した時点で便益を享受する取引であり、サービス利用開始時点で収益を認識しております。

再生可能エネルギー事業売上

商品の販売に係る収益は、顧客との販売契約に基づいて商品を引渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

その他の事業売上

主に遮熱フィルムの販売に係る収益は、顧客との販売契約に基づいて商品を引渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

SDGs関連商材に係る収益は、顧客との契約に基づいて役務を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、顧客が当該サービスを利用した時点で便益を享受する取引であり、販売支援の成果が認められたものとして充足されると判断し、報告書を受領した時点で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物が替相場により、円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

III. 重要な会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した減価償却累計額及び減損損失累計額

有形固定資産	45,480	千円
建物	4,165	〃
車両運搬具及び工具器具備品	39,828	〃
リース資産	1,486	〃

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	19,247,000株	800,000株	—	20,047,000株

(変更の事由)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

第三者割当による新株の発行による増加 800,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当に関する事項

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 3,700,000株

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用に関しては短期的な預金等に限定しております。一時的な余資は、預金として保有しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の市場価格のない株式等であり、発行体の信用リスクに晒されております。借入金は主に会社運営に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、リスク管理規程及びその他細則に従い、営業債権、投資有価証券、長期貸付金について、管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。満期保有目的の債券は、運用資産管理規程及びその他細則に従い、信用リスクを管理しております。

当社グループの連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、流動資産に計上の「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「短期貸付金」、流動負債に計上の「買掛金」、「リース債務」、は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
固定負債			
リース債務	2,619	2,619	—
負債 計	2,619	2,619	—

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

負債

 リース債務

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

(注2)金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年内	1 年超 5 年内	5 年超 10 年内	10 年超
売掛金	29,683	—	—	—
短期貸付金	200,000	—	—	—
未収入金	3,989	—	—	—
敷金	203	20,707	—	—
合計	233,877	20,707	—	—

(注3)リース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1 年内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
リース債務	854	877	901	839	—	—

3. 金融商品の時価の適切な区分毎の内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務	—	2,619	—	2,619
負債 計	—	2,619	—	2,619

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

負債

リース債務

1年を超える返済を予定しているものの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

Ⅶ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	ICT事業	再生可能エネルギー事業	その他事業	計	
IT商品の販売による収益	56,642	—	—	56,642	56,642
IT役務の提供及び請負業務による収益	43,070	—	—	43,070	43,070
再生可能エネルギー事業による収益	—	679	—	679	679
その他の事業による収益	—	—	61,711	61,711	61,711
顧客との契約から生じる収益	99,713	679	61,711	162,103	162,103
外部顧客への売上高	99,713	679	61,711	162,103	162,103

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 11円91銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 39円27銭 |

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	273,080	流 動 負 債	83,985
現 金 及 び 預 金	75,783	買 掛 金	19,069
売 掛 金	28,286	リ ー ス 債 務	854
商 品	13,824	未 払 金	9,015
前 払 費 用	41,997	未 払 費 用	17,757
短 期 貸 付 金	200,000	未 払 法 人 税 等	11,652
関係会社短期貸付金	72,003	預 り 金	17,219
未 収 入 金	3,989	そ の 他 の 流 動 負 債	8,416
その他の流動資産	9,198	固 定 負 債	30,192
貸 倒 引 当 金	△172,003	リ ー ス 債 務	2,619
固 定 資 産	74,505	退 職 給 付 引 当 金	20,073
有形固定資産	12,231	役員退職慰労引当金	7,500
建 物	5,874	負 債 合 計	114,177
工具、器具及び備品	3,332	純 資 産 の 部	
リ ー ス 資 産	3,023	株 主 資 本	229,522
無形固定資産	29,877	資 本 金	1,843,763
ソ フ ト ウ ェ ア	20,554	資 本 剰 余 金	2,232,760
その他の無形固定資産	9,323	資 本 準 備 金	1,182,760
投資その他の資産	32,396	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,050,000
関 係 会 社 株 式	3,488	利 益 剰 余 金	△3,752,049
敷 金	20,852	利 益 準 備 金	750
長 期 前 払 費 用	581	そ の 他 利 益 剰 余 金	△3,752,799
その他の投資その他の資産	7,473	繰 越 利 益 剰 余 金	△3,752,799
		自 己 株 式	△94,952
		新 株 予 約 権	3,885
		純 資 産 合 計	233,407
資 産 合 計	347,585	負 債 純 資 産 合 計	347,585

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		143,323
売 上 原 価		22,258
売 上 総 利 益		121,064
販売費及び一般管理費		578,219
営 業 損 失		457,154
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	20,173	
雑 収 入	19,692	39,865
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	103	
為 替 差 損	93	
株 式 交 付 費 用	7,792	
その他の営業外費用	1,617	9,606
経 常 損 失		426,896
特 別 利 益		
役員退職慰労引当金戻入額	2,000	2,000
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
関 係 会 社 清 算 損	989	
減 損 損 失	19,903	
関係会社株式評価損	82,011	
貸倒引当金繰入額	172,003	
未 収 債 権 評 価 損	94,045	368,953
税引前当期純損失		793,849
法人税、住民税及び事業税		950
当 期 純 損 失		794,799

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金
2024 年 4 月 1 日 残 高	1,795,763	1,134,760	1,050,000	750	△2,957,999
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
新 株 の 発 行	48,000	48,000	－	－	－
当 期 純 損 失 (△)	－	－	－	－	△794,799
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額の合計	48,000	48,000	－	－	△794,799
2025 年 3 月 31 日 残 高	1,843,763	1,182,760	1,050,000	750	△3,752,799

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計		
2024 年 4 月 1 日 残 高	△94,952	928,322	－	928,322
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
新 株 の 発 行	－	96,000	3,885	99,885
当 期 純 損 失 (△)	－	△794,799	－	△794,799
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	－	－	－	－
事業年度中の変動額の合計	－	△698,799	3,885	△694,914
2025 年 3 月 31 日 残 高	△94,952	229,522	3,885	233,407

個 別 注 記 表

I. 継続企業の前提に関する注記

当社は、前期の計算書類において750,559千円の営業損失を計上し、当事業年度においても457,154千円の営業損失を計上しております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社としては、この状況を解消又は改善するために、主に再生可能エネルギー事業等の新規事業から撤退し、当社グループの基幹事業であるICT事業に集中することといたしました。

具体的には、当事業年度に料金プランの改訂を行った電子署名サービス「ベクターサイン」の登録者数の獲得に注力いたします。また、PayPayを決済手段としたポイント活用サイトをハブとして前述の電子署名サービス、ソフトウェアのダウンロード販売及びその他インターネットビジネスを相互連携させ、収益の増加を目指します。併せて未収債権等の回収に加え、営業費用の見直しによりキャッシュ・フローの改善を図ります。

これらの推進が、営業損失の縮小及び営業キャッシュ・フローの改善に貢献する予定です。

しかしながら、これらの対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 …………… 償却原価法(定額法)

その他有価証券

市場価格のない …… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直
株式等以外のもの …… 入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …………… 定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物
(リース資産を除く) …… 付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備 6～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 4～10年

無形固定資産 …………… 定額法によっております。

(リース資産を除く) …… なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能
期間（5年）に基づいております。

リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間定額法によっております。

なお、リース期間は5～6年であります。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 …… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込み額を計上しております。

退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、退職給付に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法に基づき会社規程による期末自己都合要支給額を計上しております。

役員退職慰労引当金 …… 役員の退職慰労金の給付に備えるため、会社規程による期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」に従い、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の範囲に含まれる金融商品に係る取引、及び、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれるリース取引を除く顧客との契約について、次のステップを適用することにより、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は、充足するにつれて収益を認識する

当社における、それぞれの収益の認識の方法は以下のとおりです。

ICT事業売上

商品の販売に係る収益は、顧客との販売契約に基づいて商品を引渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

パソコン用ソフトウェアのダウンロード販売における一部の収益について、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入等に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

サービスの提供に係る収益は、顧客がサービス利用契約に基づいてサービスを使用し、当社はサービスを提供する履行義務を負っております。当該サービス利用契約は、顧客が当該サービスを利用した時点で便益を享受する取引であり、サービス利用開始時点で収益を認識しております。

その他の事業

SDGs関連商材に係る収益は、顧客との契約に基づいて役務を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、顧客が当該サービスを利用した時点で便益を享受する取引であり、販売支援の成果が認められたものとして充足されると判断し、報告書を受領した時点で収益を認識しております。

Ⅲ. 表示方法の変更

該当事項はありません。

Ⅳ. 会計上の見積りに関する事項

該当事項はありません。

Ⅴ. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した減価償却累計額及び減損損失累計額

有形固定資産	45,037	千円
建物	4,165	〃
車両運搬具	8,527	〃
工具、器具及び備品	30,858	〃
リース資産	1,486	〃

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

短期借入金	3,416千円
-------	---------

Ⅵ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

受取利息	7,551千円
------	---------

Ⅶ. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の自己株式の種類及び株式数に関する事項

普通株式	127,200株
------	----------

VIII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	832,808	千円
退職給付引当金	6,146	〃
役員退職慰労引当金	1,837	〃
子会社株式評価損	26,795	〃
未収債権評価損	28,796	〃
棚卸商品評価損	4,232	〃
未払事業税	3,277	〃
その他	71,484	〃
繰延税金資産小計	975,378	千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△832,808	〃
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△142,570	〃
評価性引当額小計	△975,378	千円
繰延税金資産合計	—	千円
繰延税金負債	—	
繰延税金負債合計	—	
繰延税金資産の純額	—	千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※)	41,653	67,081	40,093	13,983	75,451	594,545	832,808千円
評価性引当額	△41,653	△67,081	△40,093	△13,983	△75,451	△594,545	△832,808千円
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

※ 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

IX. 収益認識に関する注記

(1)収益の分解

主要な顧客との契約から生じる収益をサービス区分に分解した情報は、以下のとおりであります。
(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	ICT事業	再生可能エネルギー事業	その他事業	計	
IT商品の販売による収益	51,673	—	—	51,673	51,673
IT役務の提供及び請負業務による収益	48,039	—	—	48,039	48,039
再生可能エネルギー事業による収益	—	—	—	—	—
その他の事業による収益	—	—	43,610	43,610	43,610
顧客との契約から生じる収益	99,713	—	43,610	143,323	143,323
外部顧客への売上高	99,713	—	43,610	143,323	143,323

(2)収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅱ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

X. 関連当事者との取引に関する注記

1. 関連会社等

取引条件及び取引条件の決定方針等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社(当該関連会社の子会社を含む)	株式会社ベクターワークス	東京都港区	60,000	建設業	100.0%	—	資金の貸付 貸付金の返済 利息の受取 資金の借入 不動産賃貸 車両賃貸	8,084 209,437 7,182 3,416 3,588 2,127	関係会社 短期貸付金 受取利息 関係会社 短期借入金 雑収入	— 7,182 3,416 5,715
関連会社(当該関連会社の子会社を含む)	株式会社ベクターエネルギー	東京都港区	10,000	再生可能エネルギー業	100.0%	—	資金の貸付 貸付金の返済 利息の受取 不動産賃貸	77,416 30,413 89 9,204	関係会社 短期貸付金 受取利息 雑収入	47,003 89 9,204
関連会社(当該関連会社の子会社を含む)	株式会社ベクタービジョンファンド	東京都港区	1,000	広告業	100.0%	—	資金の貸付 貸付金の返済 利息の受取	33,250 8,250 278	関係会社 短期貸付金 受取利息	25,000 278

(注)資金の貸付及び借入については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

また、株式会社ベクターエネルギーと株式会社ベクタービジョンファンドへの長期貸付金に対し、合計72,003千円の貸倒引当金を計上し、当年度において72,003千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

2. その他の関連会社等

関連会社等との重要な取引はなく、記載すべき事項はありません。

XI. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	11円72銭
(2) 1株当たり当期純損失	40円3銭

XII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月29日

株式会社ベクターホールディングス
取締役会 御中

柴田公認会計士事務所 大阪市中央区	公認会計士	柴田 洋
大瀧公認会計士事務所 東京都北区	公認会計士	大瀧 秀樹

〈連結計算書類監査〉

監査意見

当監査人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ベクターホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第37期連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ベクターホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前期の連結計算書類において763,804千円の大規模な営業損失を計上し、当連結会計年度においても574,044千円の営業損失を計上している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類には反映されていない。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類等の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

〈報酬関連情報〉

当監査人に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬の額は43,200千円であり、非監査業務に基づく報酬の額ははない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月29日

株式会社ベクターホールディングス
取締役会 御中

柴田公認会計士事務所 大阪市中央区	公認会計士	柴田 洋
大瀧公認会計士事務所 東京都北区	公認会計士	大瀧 秀樹

〈計算書類等監査〉

監査意見

当監査人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ベクターホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度に750,559千円、当事業年度に457,154千円の大幅な営業損失を計上している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等には反映されていない。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

〈報酬関連情報〉

当監査人に対する、当事業年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬の額は43,200千円であり、非監査業務に基づく報酬の額はない。

利害関係

会社と当監査人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第37期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支払する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人柴田洋公認会計士・大瀧秀樹公認会計士の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人柴田洋公認会計士・大瀧秀樹公認会計士の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 重要な後発事象

該当事項はありません。

該当事項は、 当監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

2025年5月29日

株式会社ベクターホールディングス 監査役会

監査役（常勤）	杉 浦 亮 次	㊞
監 査 役	中 野 明 安	㊞
監 査 役	中 嶋 俊 明	㊞
監 査 役	鈴 木 敏	㊞

（注）杉浦亮次、中野明安、中嶋俊明及び鈴木敏の4名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

1. 提案の理由

当社の事業活動の現状に則し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）について、事業目的の整理・変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
（目的）	（目的）
第2条	第2条
1. <u>NFT、ブロックチェーン、メタバース</u> <u>に関わるシステムの企画、開発、制作</u> <u>および販売</u>	1. <u>コンピュータ関連のハードウェアおよ</u> <u>びソフトウェアの企画、開発、製造、</u> <u>制作、販売、賃貸借、保守ならびにコ</u> <u>ンサルティング業務</u>
2. <u>ファンドの組成、運用および投資業務</u>	2. <u>データセンターおよび計算機の開発、</u> <u>設計、構築、建設、運営、管理、サー</u> <u>ビス提供、販売および保守</u>
3. <u>金融業</u>	3. <u>セキュリティシステムの企画、制作、</u> <u>開発、販売、賃貸借、保守、管理およ</u> <u>びコンサルティング業務</u>
4. （条文省略）	4. （現行どおり）
5. <u>ビデオテープ、カセットテープ、コン</u> <u>パクトディスク、ミニディスク、デジ</u> <u>タルビデオディスク等の映像・音声・</u> <u>コンピュータソフトウェアの企画、制</u> <u>作、販売ならびに輸出入</u>	5. <u>デジタルコンテンツの企画、立案、制</u> <u>作、配信および販売ならびに輸出入</u>
6. <u>キャラクター商品（個性的な名称や特</u> <u>徴を有している人物、動物等の画像を</u> <u>付けたもの）の企画、開発ならびに著</u> <u>作権、意匠権、商標権の管理、使用許</u> <u>諾、譲渡ならびにこれらの仲介業務</u>	6. <u>ウェブサイトの企画、設計、開発、運</u> <u>営および販売</u>
7. （条文省略）	7. （現行どおり）

現行定款	変更案
8. <u>インターネットへの接続業務</u>	8. <u>インターネット等のオンラインを利用した市場調査、宣伝および広告に関する業務の受託および保守</u>
9. インターネットを使った音楽・映像配信サービス業務	9. <u>インターネットを利用した音楽・映像配信事業および各種情報提供サービス業務</u>
10. <u>コンピュータ、その周辺機器およびそのソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸ならびに輸出入業務</u>	10. <u>インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用および保守</u>
11. <u>通信販売業</u>	11. <u>インターネット等のネットワークを利用した通信販売業およびインターネットオークションの企画、運営</u>
12～13. (条文省略)	12. ～13. (現行どおり)
14. <u>通信システムによる情報の収集、処理および販売</u>	14. <u>コンピュータシステムによる情報処理および情報提供に関する業務</u>
15. <u>前号に関わる機器・装置類およびそのソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸ならびに輸出入業務</u>	15. <u>電気通信業に係るシステムの開発および保守の受託、販売ならびに賃貸業</u>

現行定款	変更案
16. <u>通信事業者が提供する電気通信回線の利用者の募集ならびにその利用促進に関する業務の受託および代理業務</u>	16. <u>電子計算機による情報処理および情報提供に関する業務</u>
17. <u>経営コンサルタント業</u>	17. <u>高性能演算機器およびAIインフラの企画、導入、運用および提供</u>
18. <u>有価証券の保有</u>	18. <u>各業種への投資、および有価証券の保有、売買、運用、投資</u>
19. <u>電気機械器具等卸売業</u>	19. <u>AI技術を活用したクラウドサービス、アルゴリズム、アプリ、プラットフォームの開発、流通、運用および販売</u>
20. <u>再生可能エネルギーに関わる売電事業およびシステム、その設備の保守、メンテナンス、取引ならびに販売</u>	20. <u>暗号技術を活用したセキュアな計算基盤の企画、開発、提供および保守</u>

現行定款	変更案
2 1. <u>再生可能エネルギー供給モデルの構築</u>	2 1. <u>ポイント、インセンティブを活用した広告、宣伝、販売促進、マーケティング支援および関連システムの開発、運営および管理</u>
2 2. <u>再生可能エネルギーシステムの普及促進、導入コンサルティング</u>	2 2. <u>AI人材育成に関する教育プログラム、研修、講座、教材の開発、提供および販売</u>
2 3. <u>電力需給管理及びこれに付随する業務の請負、代行及びコンサルティング</u>	2 3. <u>官公庁、自治体、教育機関、企業との技術・教育・産業振興に関する協業業務</u>
2 4. <u>不動産の賃貸借、管理、売買ならびに仲介</u>	(削除)
2 5. <u>建設工事業および土木建築業</u>	(削除)
2 6. <u>芸能タレント、音楽家、スポーツ選手、インストラクターおよび映像技術者等の養成ならびにマネジメント</u>	(削除)
2 7. <u>旅客ならびに貨物自動車運送事業</u>	(削除)
2 8. <u>旅行業</u>	(削除)

現行定款	変更案
<u>29. ～30. (条文省略)</u>	<u>24. ～25. (現行どおり)</u>
<u>31. 各種商品の企画、製造及び販売</u>	(削除)
<u>32. 古物営業法に基づく古物売買業</u>	(削除)
<u>33. 保険代理業及び保険の募集に関する業務</u>	(削除)
<u>34. 宅地建物取引業</u>	(削除)
<u>35. 不動産に関するコンサルティング</u>	(削除)
<u>36. 各種イベント、研修及びセミナーの企画、立案、制作、運営及び管理</u>	<u>26. 各種イベント、研修およびセミナーの企画、立案、制作、運営および管理</u>
<u>37. 食料品、酒類及び加工食品の製造及び販売</u>	(削除)

現行定款	変更案
38. <u>住宅宿泊事業法にもとづく住宅宿泊事業、管理業、賃貸業及び仲介業</u>	(削除)
39. <u>コワーキングスペース、レンタルオフィス、レンタルルーム、シェアオフィス及び貸会議室の企画、運営、賃貸及び管理業務</u>	(削除)
40. <u>医療事業に関するコンサルティング</u>	(削除)
41. <u>ドローン製品、その他附属品及びドローン関連商品の企画・開発及び製造、販売</u>	(削除)
42. <u>ドローンに関する事業の企画、運営及び管理</u>	(削除)
43. <u>労働派遣事業</u>	(削除)
44. <u>有料職業紹介事業</u>	(削除)
45. <u>人材コンサルティング</u>	(削除)
46. (条文省略)	27. (現行どおり)

第2号議案 取締役6名選任の件

現取締役加藤彰宏氏、石原北斗氏及び竹村滋幸氏は本総会終結のときをもって任期満了となります。また、花田健氏は辞任により本総会終結のときをもって退任いたします。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	とどろき かずひろ 轟 木 一 博 (1975年10月16日)	1998年4月 運輸省 入省 鉄道局総務課(同省 鉄道企画室) 2000年2月 国土庁 防災局防災調整課 係長 (内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害予防担当)付主査) 2001年6月 国土交通省 総合政策局国際業務課係長 2002年7月 同省 大臣官房人事課付(留学) 2004年7月 同省 総合政策局交通消費者行政課専門官 2005年9月 同省 航空局管制保安部保安企画課長補佐 (同省 管制課長補佐) 2008年7月 同省 海事局外航課長補佐 (内閣官房総合海洋政策本部事務局参事官補佐) 2009年8月 同省 大臣官房人事課長補佐 2010年8月 同省 航空局空港部空港政策課空港企画調整官 (関空伊丹経営統合準備室) (同省 航空ネットワーク部ネットワーク企画課 (近畿圏・中部圏空港政策室)空港経営企画調整官) 2012年4月 新関西国際空港株式会社 入社 経営企画部企画グループリーダー (同社 経営戦略室総合企画グループリーダー) 2016年4月 株式会社経営共創基盤 入社 マネジャー (株式会社IGPIコンセッション取締役(兼務)) 2017年7月 Peach Aviation株式会社 入社 執行役員事業戦略担当(兼)事業戦略室長 (営業統括本部長(兼務)、パニラ・エア株式会社 執行役員事業戦略室長(兼務)) 2021年4月 ANA X株式会社 入社 取締役副社長 2022年4月 同社 代表取締役社長 2024年4月 ROAR Partners株式会社 代表取締役社長(現任)	—

2	まつもと いちろう 松本 一郎 (1963年9月4日)	1987年4月 日興証券株式会社(現SMBC日興証券株式会社) 入社 1999年2月 株式会社勉強屋 代表取締役社長 2007年10月 燦キャピタルマネージメント株式会社(現北浜キャピタルパートナーズ株式会社) 入社 2016年6月 同社 取締役 2024年7月 当社 入社 執行役員(現任)	—
3	たなべ ひであき 田邊 秀彰 (1974年10月28日)	1997年4月 株式会社ハイテック 入社 1999年6月 株式会社ベンチャーセーフネット 入社 2004年4月 同社会社分割に伴い株式会社VSNへ転籍(現AKKODiSコンサルティング株式会社) 2011年4月 同社 業務統括部副部長 2012年5月 株式会社VSNビジネスサポート(現 AKKODiSビジネスサポート株式会社) 取締役(兼任) 2014年3月 同社 代表取締役社長(兼任) 2019年9月 株式会社VSN 執行役員 オペレーション&アドバイザリー本部長 2022年1月 アデコ株式会社 総務部長 2023年1月 株式会社INSURE TECH INDUSTRIES 取締役 2024年3月 株式会社G・C 取締役	—
4	よしだ おさむ 吉田 修 (1972年5月13日)	1997年4月 株式会社テレヴェイヴ(現株式会社アイフラッグ) 財務課長 2007年9月 株式会社VSN(現AKKODiSコンサルティング株式会社) 財務経理部長 2016年1月 アデコ株式会社 入社 経営監査室 2021年11月 株式会社ファームノートホールディングス 入社 内部監査責任者 2023年1月 株式会社INSURE TECH INDUSTRIES 取締役 2024年3月 株式会社G・C 取締役 2024年5月 JLE事業協同組合 監事(現任)	—
5	すがわら さとこ 菅原 聡子 (1970年11月9日)	1991年4月 古久根建設株式会社 入社 1996年8月 君津化学工業株式会社 入社 2002年6月 当社 入社 2022年5月 当社 事業推進室グループ長 2023年7月 当社 事業サポート部部長 2024年7月 当社 企画・販売部副部長(現任)	—

6	たけむら しげゆき 竹村 滋幸 (1950年5月30日)	1975年4月 全日本空輸株式会社 入社	—
		2008年6月 同社 取締役執行役員	
		2010年4月 同社 常務取締役執行役員	
		2011年6月 同社 専務取締役執行役員	
		2013年4月 ANAホールディングス株式会社 専務取締役執行役員	
		2014年4月 同社 取締役副社長執行役員	
		2017年4月 同社 特任顧問	
		2021年6月 株式会社広済堂ホールディングス 取締役(現任)	
		2022年8月 株式会社ケイブ 取締役(現任)	
		2023年6月 当社 監査役	
		2024年6月 当社 取締役(現任) (重要な兼職状況)	
		株式会社広済堂ホールディングス 取締役	
		株式会社ケイブ 取締役	

(注)1. 当社と取締役候補者である轟木一博氏、松本一郎氏、田邊秀彰氏、吉田修氏、菅原聡子氏及び竹村滋幸氏との間にはいずれも特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者として選任した理由

轟木一博氏は、国土交通省での専門的かつ広範な経験及び事業会社での経営者としての経験より幅広い見識を有しており、当社の経営における重要事項の決定に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

松本一郎氏は、上場会社での会社経営の経験及び知見に加え、当社でも執行役員として事業運営に参画してきた実績があるため、当社の経営における重要事項の決定に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

田邊秀彰氏は、上場会社での経営管理及び事業会社での会社経営の経験より会社経営に関する豊富な知見を有しており、当社の経営における重要事項の決定に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

吉田修氏は、上場会社での経営管理及び事業会社での会社経営の経験より会社経営に関する豊富な知見を有しており、当社の経営における重要事項の決定に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

菅原聡子氏は、会社経営の経験はありませんが、当社におけるカスタマーサービスの責任者としての実績があり、当社の事業内容を熟知していることから、今後、当社の経営における重要事項の決定に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

3. 竹村滋幸氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補であります。

4. 竹村滋幸氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。

5. 社外取締役候補者として選任した理由及び期待される役割

竹村滋幸氏は、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を有しておられ、社外取締役として業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を期待するとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することにより経営体制の更なる強化に寄与していただけると判断したため、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

6. 非業務執行取締役候補者との責任限定契約について

当社は、非業務執行取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額又は定款で定める額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。竹村滋幸氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は、期間満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

現監査役中野明安氏は本総会終結のときをもって任期満了、中嶋俊明氏は辞任により退任となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	なかむら のぶお 中 村 信 雄 (1960年10月3日)	1993年4月 東京地検検事 任官 1994年4月 福島地検郡山支部検事 1996年4月 横浜地検検事 1997年4月 東京地検特捜部検事 1998年4月 福島地検検事 2001年3月 検事 退官 2001年4月 福島弁護士会登録 2002年4月 第一東京弁護士会登録 2002年6月 サン総合法律事務所開設（現任）	—
2	かきもと こういちろう 柿 本 耕 市 郎 (1982年3月2日)	2005年12月 ASC監査法人（現太陽ASC監査法人） 入所 2007年11月 有限責任監査法人トーマツ 入所 2008年12月 優成監査法人 入所 2013年1月 株式会社ベガコーポレーション 入社 2015年6月 Happy Elements Asia Pacific株式会社 入社 2018年5月 パルス株式会社 入社 2020年3月 税理士登録 2020年11月 公認会計士登録 2021年5月 パルス株式会社 監査役（現任） 2023年3月 監査法人みさご 代表社員（現任）	—

(注)1. 監査役各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 中村信雄氏及び柿本耕市郎氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

3. 社外監査役候補者として選任した理由

中村信雄氏は、法曹界における豊富な経験・知識を有しており、当社取締役に対する厳格な監査体制が構築できると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

柿本耕市郎氏は、公認会計士としての豊富な経験・知識を有しており、当社取締役に対する厳格な監査体制が構築できると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

4. 監査役候補者との責任限定契約について

当社は、監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額または定款で定める額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。中村信雄氏及び柿本耕市郎氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は、期間満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって監査役を退任される中野明安氏及び中嶋俊明氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当の範囲内において慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
なかの あきやす 中 野 明 安	2017年6月 当社社外監査役就任(現任)
なかしま としあき 中 嶋 俊 明	2022年10月 当社社外監査役就任(現任)

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区芝公園三丁目4番30号 32芝公園ビル地下2階
TKPスター貸会議室 東京タワー通り



●交通機関

- ・都営三田線 御成門駅 A1出口 徒歩6分
- ・都営大江戸線 赤羽橋駅 赤羽橋口 徒歩7分
- ・東京メトロ日比谷線 神谷町駅 1番出口 徒歩9分
- ・都営三田線 芝公園駅 A4出口 徒歩9分
- ・都営浅草線 大門(東京都)駅 A5出口 徒歩11分

停電等の影響により、公共交通機関に遅れが生じるおそれがございますので、お時間に余裕を持ってご来場くださいますよう、お願い申し上げます。